**共 同 研 究 変 更 契 約 書**

国立大学法人京都大学（以下、「甲」という。）と●●●●（以下、「乙」という。）とは、令和●●年●●月●●日付にて締結した、研究題目「●●●●●」に係る共同研究契約（研究代表者：●●●●・京都大学大学院●●研究科教授）（以下、「原契約」という。）について、以下の各条によってその内容を変更する契約（以下、「本変更契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本変更契約において使用される用語の意味は、本変更契約において別段の定めがなされていない限り、原契約に定めるところによる。

（研究期間の延長）

第２条　本共同研究の研究期間満了日を「令和●●年３月３１日まで」に改め、原契約研究実施細目第４項を、本条に定めるとおり変更する。

（研究担当者の変更）

第３条　原契約研究実施細目第３項を以下のとおり変更し、甲及び乙は、本変更契約締結日以後、以下に掲げる者を研究担当者として本共同研究に参加させる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ３．研究担当者（注１、注２、注３） | 区分 | 氏名 | 所属・職名 | 役割分担 |
| 甲 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |
| 備考 | （注１）甲の研究代表者には、氏名の後ろに※印を付すこと。（注２）民間等共同研究員には、氏名の後ろに◎印を付すこと。（注３）学生を記載しないこと。第５条を参照。 |

（研究経費の追加負担）

第４条　乙は、本研究経費について、令和●●年度分として以下に掲げる金員を追加負担する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ６．研究経費　　（令和●●年度）（注4） | 区分 | 乙 |
| 直接経費（研究料以外） | 円 |
| 直接経費（研究料） | 円 |
| 小計 | 円 |
| 産官学連携推進経費 | 円 |
| 合計 | 円 |
| 備考 | （注４）消費税額・地方消費税額を含む金額を記入すること。 |

２　前項の規定に基づき、原契約研究実施細目第６項を研究経費（令和●●年度）に係る表とし、前項に掲げる表を研究経費（令和●●年度分）に係る表として加える。

３　本研究経費に関する原契約の各規定は、本条の規定に基づく本研究経費の追加負担に準用される。

（規定外事項）

第５条　本変更契約に定めがない事項であって、かつ、本変更契約の内容と矛盾しない事項については、依然として原契約の規定が適用されるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第６条　本変更契約に適用する準拠法及び本変更契約に関する訴えについては、原契約の定めに準じる。

甲及び乙は、本変更契約の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ各１通を保管する。

令和●●年●●月●●日

 （甲） 京都府京都市左京区吉田本町３６番地１

 国立大学法人京都大学

 学長 湊　長博

 代理人

 医学・病院構内共通事務部長　河野矢　英成　　印

 （乙） ［所在地］

 ［法人名］

 ［肩書］ ［代表者氏名］ 印